

## 長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第3弾）交付要綱

### （趣旨）

第1 この要綱は、電気料金の高騰に直面する特別高圧受電事業者の負担を軽減するため、予算の範囲内で、事業に係る電気料金の一部を支援する長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第3弾）（以下「支援金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

### （定義）

第2 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第4号で定める会社、個人及び組合をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)から(3)に該当する中小企業者が所有している者
- (5) (1)から(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者
- (6) 主たる事業が農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、鉄道事業である者

### （支援対象者）

第3 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結し、長野県内の事業所（公立施設、発電施設を除く。）で事業を行う中小企業者
  - (2) 小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結し、長野県内の商業施設（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項に規定する届出施設に限る。）を運営又は管理する者
  - (3) 前号の者から前号の商業施設の運営又は管理業務を受託している者
- 2 前項の規定にかかわらず、長野県暴力団排除条例（平成23年3月17日条例第21号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、暴力団員が役員である者又は暴力団と密接な関係を有している者は、支援金の交付の対象としない。

### （支援金の額及び支援金上限額）

第4 第3で規定する支援対象者に対する支援金の額及び支援金上限額は、別表のとおりとする。

### （支援金の交付申請及び実績報告書）

第5 規則第3条に規定する申請書は、次のとおりとする。

- (1) 第3第1項第1号に該当する者は、長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第3弾）交付申請書兼実績報告書（様式1号）
  - (2) 第3第1項第2号又は第3号に該当する者は、長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第3弾）交付申請書兼実績報告書（様式2号）
- 2 規則第12条第1項に規定する実績報告は、前項の提出をもって報告したものとみなす。
- 3 規則第3条及び規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。
- (1) 第3第1項第1号に該当する者は、交付申請額計算書（様式3号又は様式3号の2）及び誓約書（様式4号）
  - (2) 第3第1項第2号又は第3号に該当する者は、誓約書（様式5号）、テナント事業者数を証する書類
  - (3) 特別高圧の電力需給契約を締結していることを証する書類（契約書又は請求書の写し等）
  - (4) 特別高圧受電施設の電気使用量を証する書類（請求書の写し等）
  - (5) 履歴事項全部証明書の写し（3か月以内に発行されたもの）

(6) 第3第1項第3号に該当する者は、管理業務受託を証する書類（委託契約書等）

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 第3第1項第1号に該当する者は、前項の支援金の交付申請を2回に分けて行うことができるものとし、申請期間については別に定める。ただし、1回目と2回目の交付申請の額の合算が2,800万円を超えないものとする。

5 第3第1項第1号に該当する者は、前項の支援金の交付の申請をするに当たって重複する添付書類がある場合は、その書類の提出を省略することができる。

(テナント事業者への分配)

第6 第3第1項第2号又は第3号に該当する者は、受領した支援金を速やかにテナント事業者に対して分配し、支援金分配報告書（様式6号）を知事に提出しなければならない。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第7 知事は、第5第1項の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、支援金の交付決定を行い、支援対象者に通知するものとする。

2 第1項の通知は、額の確定通知を兼ねるものとする。

(申請の取下げ)

第8 支援対象者は、規則第7条第1項に規定する申請の取下げを行う場合は、その旨を記載した書面（任意様式）を第7の交付決定の通知を受けた日から20日以内に知事に提出しなければならない。

(支援金の支払い)

第9 支援対象者は、支援金の支払いを受けようとするときは、長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第3弾）請求書（様式7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、支援対象者から適正な請求書を受領したときは、速やかに支援金を支払うものとする。

(決定の取消し等)

第10 知事は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき

2 知事は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支払われている支援金があるときは、支援対象者に対して、その返還を命じることができる。

(報告等)

第11 知事は、この要綱の実施において必要があると認めるときは、支援対象者に対し、報告又は書類の提出を求め、若しくは調査することができる。

(関係書類の保管)

第12 支援対象者は、支援金の申請に係る資料及び帳票類を常に整備しておかなければならない。

2 支援対象者は、第9の支援金の支払いを受けたときは、支援金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、前項の資料及び帳票類をすべて保管しておかなければならない。

(その他)

第13 この要綱の規定にない書類等の様式、その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月29日から施行する。

(別表)

支援対象者	支援金の額		1事業者あたりの支援金上限額	
小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結し、長野県内の事業所（公立施設、発電施設を除く。）で事業を行う中小企業者	令和6年8月分から9月分	電気使用量1 kWh 当たりに2.0円を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額、以下同様）	2,800万円	
	令和6年10月分及び令和7年1月分から2月分	電気使用量1 kWh 当たりに1.3円を乗じて得た額		
	令和7年3月分	電気使用量1 kWh 当たりに0.7円を乗じて得た額		
小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結し、長野県内の商業施設（大規模小売店舗立地法で規定する届出施設に限る。）を運営又は管理する者	令和6年8月から10月まで、令和7年1月から3月までのいずれか、かつ申請日時点で当該商業施設に入居し、支援金の分配が可能なテナント事業者数に2万円を乗じた額		—	
上記の者から上記の商業施設の運営又は管理業務を受託している者				

(様式1号) 中小企業者向け

長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第3弾）  
交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住所

名称

代表者氏名

長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第3弾）交付要綱第5の規定により、下記のとおり支援金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円（前回交付申請額 \_\_\_\_\_ 円）

2 特別高圧受電施設の概要

施設の名称	
施設の所在地	長野県
交付申請に係る支援対象月	<input type="checkbox"/> 令和6年8月 <input type="checkbox"/> 令和6年9月 <input type="checkbox"/> 令和6年10月 <input type="checkbox"/> 令和7年1月 <input type="checkbox"/> 令和7年2月 <input type="checkbox"/> 令和7年3月 (申請する支援対象月の□にチェックを入れてください)
支援対象月の電気使用量合計	kWh

3 添付書類

- (1) 交付申請額計算書（様式3号又は様式3号の2）
- (2) 誓約書（様式4号）
- (3) 特別高圧の契約を締結していることを証する書類（契約書又は請求書の写し等）
- (4) 特別高圧受電施設の支援対象月の電気使用量を証する書類（請求書の写し等）
- (5) 履歴事項全部証明書の写し（3か月以内に発行されたもの）

(連絡担当者)

担当者所属・役職・氏名	
電話番号	
Eメールアドレス	

長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第3弾）  
交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名

長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第3弾）交付要綱第5の規定により、下記のとおり支援金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 特別高圧受電施設の概要

商業施設の名称	
商業施設の所在地	
電気料金を負担している テナント事業者数 ※	事業者

※ 令和6年8月から10月まで、令和7年1月から3月までのいずれか、かつ申請日時点で入居し、支援金の分配が可能な該当事業者数をご記載ください。

3 添付書類

- (1) テナント事業者数を証する書類（事業者一覧<事業者名、本社所在地、店舗名>及び店舗配置図）
- (2) 誓約書（様式5号）
- (3) 特別高圧の契約を締結していることを証する書類（契約書又は請求書の写し等）
- (4) 特別高圧受電施設の「令和6年8月から10月まで、令和7年1月から3月まで」の支援対象月の電気使用量を証する書類（請求書の写し等） ※令和6年11月から12月分の書類は不要
- (5) 履歴事項全部証明書の写し（3か月以内に発行されたもの）
- (6) （特別高圧の契約者と申請者が異なる場合）当該契約者との管理等委託契約を証する書類

(連絡担当者)

担当者所属・役職・氏名	
電話番号	
Eメールアドレス	

(様式3号)

交付申請額計算書

前回の交付申請時の支援対象月	令和 一 年 一 月 から
	令和 一 年 一 月 まで
前回の交付申請額(円)[a]	0 円

対象月	電気使用量の実績① (kWh)	乗じる額 ②	支援金の額 ①×② (円)
令和6年8月使用分		2.0 円	0 円
令和6年9月使用分			0 円
令和6年10月使用分		1.3 円	0 円
令和7年1月使用分			0 円
電気使用量合計	0 kWh	支援金 計算額 【b】	0 円
1回目交付申請額との合計額【c】 ※【a】+【b】の合計額又は2,800万円の低い額			0 円
交付申請額【c】-【a】			0 円

(様式3号の2)

交付申請額計算書

前回の交付申請時の支援対象月 ※令和6年11月～12月は除く	令和 6 年 8 月 から
	令和 7 年 1 月 まで
前回の交付申請額(円)[a]	

対象月	電気使用量の実績① (kWh)	乗じる額 ②	支援金の額 ①×② (円)
令和7年2月使用分		1.3 円	0 円
令和7年3月使用分		0.7 円	0 円
電気使用量合計	0 kWh	支援金 計算額 [b]	0 円
1回目交付申請額との合計額[c] ※[a]+[b]の合計額又は2,800万円の低い額			0 円
交付申請額[c]-[a]			0 円

誓約書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名

長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第3弾）の交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

(誓約の場合、□にチェックを入れてください)

- 申請書類に記載された内容及びその他提出書類に虚偽はありません。
- 長野県暴力団排除条例（平成23年3月17日条例第21号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、暴力団員が役員である者又は暴力団と密接な関係を有している者ではありません。
- 長野県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 以下で定義する中小企業者に該当します。（大企業及びみなし大企業に該当しません。）

＜中小企業者の定義＞

本支援金の対象となる中小企業者は、中小企業支援法第2条第1項第1号から第4号で規定する会社、個人（個人事業者）及び組合であり、主たる業種が、日本標準産業分類上の農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、鉄道事業を除くものとなります。

★中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号

業種	資本金の額(又は出資の総額)	常時使用する従業員の数
製造業、その他(ゴム製品製造業を除く)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※ 資本金の額(又は出資の総額)、常時使用する従業員の数のいずれかを満たすことが必要です。

ただし、上記要件を満たしていても以下のいずれかに該当する者(みなし大企業)は除きます。

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している
- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている
- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している
- オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている

※ 大企業とは、中小企業支援法で規定される中小企業者以外の者をいいます。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって、みなし大企業の規定を適用しません。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

誓約書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

名 称  
代表者氏名

長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第3弾）の交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

（誓約の場合、□にチェックを入れてください）

- 申請書類に記載された内容及びその他提出書類に虚偽はありません。
- 長野県暴力団排除条例（平成23年3月17日条例第21号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、暴力団員が役員である者又は暴力団と密接な関係を有している者ではありません。
- 長野県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 交付申請書に記載した商業施設について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項に規定する届出を行っています。
- 長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第3弾）を受領後速やかにテナント事業者に対して、1事業者2万円を以下の方法で分配することとし、分配後は速やかに長野県知事に報告します。

分配方法	（記載例） 支援金受領後の電気料金等の経費請求時に、1事業者あたり2万円を差し引く。経費請求が2万円に満たない場合は、翌月請求時に残りの額を差し引く。
------	--

支援金分配報告書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

名 称  
代表者氏名

受領した長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第3弾）を以下のとおり、テナント事業者へ分配したことを報告します。

支援金を分配した日	令和 年 月 日
支援金を分配したテナント事業者数	事業者
1事業者あたりの分配金額	2万円

(様式7号)

長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第3弾）請求書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名

令和 年 月 日付け長野県達 経創第 号で額の確定のあった支援金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 支援金の振込先口座

金融機関名		支店名等	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

3 添付書類（長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金の受給実績のある口座の場合は不要）  
金融機関名、口座番号、名義人等が確認できる書類（通帳の写し等）